

業務委託仕様書

1 概要

漏水調査業務管路距離 75.0 k m

戸別音聴箇所数 1,890 戸

2 業務時間

業務時間は、委託者の休日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

3 業務内容

(1) 作業計画作成

本調査に先立ち、業務場所別に工区を割り、本仕様書、設計書、水道配水管路図を十分把握し、作業工程等の綿密な作業計画を作成する作業である。各種機器の設置箇所の計画を立てるほか配水量データの整理も実施する。

(2) 班編成

漏水調査業務の実施にあたっては、1 班 2 名体制を原則とする。

(3) 現場下見調査

本調査に先立ち、調査工区の配・給水管図面と現地の管路、弁栓類の位置確認を行うものとする。また地形及び調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道施設全般を把握するほか各種機器の設置可否を確認し計画した箇所への設置が困難な場合代替箇所を選定し、その結果を委託者に報告しなければならない。

(4) 路面音聴調査

漏水探知器を用いて管路埋設路面上を音聴調査する。なお、調査時のピックアップの間隔は 1m 以内とし綿密に調査する。

(5) 弁栓音聴調査

路面音聴調査した場所について、弁栓類についても音聴棒を用いて漏水音を調査する。

(6) 音水圧調査

消火栓に音水圧計を設置し水圧の変動、音圧データを測定する。水圧データ測定後、水圧変動が大きい、測定値が低い、高いと判断された場合原因究明を行うこと。また、音圧異常値が連続記録された場合は追跡調査を行う。

(7) 流量調査

超音波流量計を使用して、流量と流方向を測定する。設置箇所については、双方協議の上決定する。

(8) 戸別音聴調査

受託者は、調査工区内の全ての給水装置に関して、第一止水栓又はメーターを対象に音聴棒

を用いて漏水調査を実施する。

(9) 漏水確認調査

各種の音聴調査で発見された漏水疑似音が、漏水で有るか否かの確認調査（ボーリング調査及び相関調査）を行い、漏水で有った場合漏水位置を決定し、委託者に漏水調査票として提出する。

(10) 報告書作成

調査の結果を報告書としてまとめ提出する。

4 業務責任者等の配置

受託者は、業務を適正に履行するため、次の要件を満たす者を配置し、業務に従事させなければならない。

(1) 調査技師（業務責任者）

漏水調査及び管路探知等の作業を習熟し、実務経験7年以上の技術者であること。

(2) 調査助手（業務従事者）

漏水調査及び管路探知等の作業について、調査技師の指示に従って作業を行う能力を有する者。

5 業務報告

(1) 業務の進捗状況を確認することを目的として、委託者が指定する書式等に基づき、作業日報を1日単位で作成し、当該業務日の翌日（委託者が休日の場合はその翌日）の作業実施前までに提出するものとする。

(2) 作業予定は、作業実施前までに委託者へ報告する。

(3) 漏水を発見した場合は、直ちにその位置を委託者に報告する。また漏水調査票にその内容を記録し提出する。

(4) 受託者は委託者が指定する書式等に基づき、すべての調査完了後に調査報告書を委託者に提出すること。

(5) 受託者は、漏水音を発見した場合は、(1)に関わらず速やかに委託者に報告するものとする。

(6) 受託者は、泥で埋没している弁栓類及び水道施設の異常を確認した場合は、速やかに委託者へ報告するものとする。

6 提出書類

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに委託者が指定する書式に基づき、身分証明書発行願を委託者に提出し、業務に従事する人数分の身分証明書の発行を受けなければならない。

なお、受託者は、業務期間終了時、又は受託者の責任による契約の解除があった場合は速やかに身分証明書を返却する。

(2) 受託者は、契約書および本仕様書に基づき、次の書類を委託者に提出する。

- (ア) 作業計画書
- (イ) 下見調査結果報告書
- (ウ) 作業日報
- (エ) 漏水調査票
- (オ) 調査報告書（紙資料・CD）
- (カ) 音水圧測定データ
- (キ) 流量測定データ
- (ク) 漏水位置図、測定機器位置図

7 現場管理

受託者は、業務を安全かつ円滑に履行するにあたり、次の（１）から（７）の事項に注意して現場管理を行う。

- (1) 業務に従事する者は、一般人が一目瞭然に業務受託者であることがわかる様に、制服、名札、安全ベスト、腕章等を着用する。また、身分証明書は常に携帯するものとし、第三者等から身分証明を求められた際は、これを提示する。
- (2) 調査業務を実施する際は、安全かつ円滑に作業するために必要な人員を配置すること。
- (3) 漏水調査機器等は常備するとともに、常に点検整備を行い、調査精度を保持する。
- (4) 私有地に立ち入る場合は、当該所有者にたいして業務の目的を明確に伝え、立ち入り許可を得た後に調査するものとする。調査にあたっては、住民に迷惑をかけないように留意すること。
- (5) 通行車両及び歩行者の安全を確保し、適宜、危険を未然に防止するための対策を講じる。
- (6) 既存の構造物を損傷しないように、適切な処置を講じる。
また既設構造物に損傷を与えないため止むを得ず一時除去する等の必要が生じた時は、委託者に報告し、所有者の承諾を受けて適切な措置を取らなければならない。なお、復元を要するものについては、すみやかに復元すること。
- (7) 業務中は、常に事故防止を図るとともに作業現場周辺の状況等を十分把握する。
また、諸法令を遵守するとともに、万一、事故等が発生した場合には、人命救助、二次災害の防止、関係機関への通報等、必要な処置を行ったうえで、速やかに委託者に報告しなければならない。
- (8) 漏水修繕後、配水量動向に変化が見られないと判断された場合再調査を命じることがある。
- (9) 音水圧測定、流量測定のデータは将来の比較データとするため、同時設置で行うこと。

令和 8 年度漏水調査数量集計表（旧上水）

地 区	延長(k m)	給水戸数(件)	流量調査	音 圧
大園配水区	16.5	720	3	3
合計	16.5	720	3	3

令和 8 年度漏水調査数量集計表（旧簡水）

地 区	延長(k m)	給水戸数(件)	流量調査	音 圧
渡ヶ島（緑恵台含む）	13.5	400		
横山町	12.5	220	1	1
下百古里	5.0	50		
西川	2.5	50		
早瀬	2.5	30		
気田	22.5	420	20	20
合計	58.5	1,170	21	21

上水+簡水	75.0	1,890	24	24
-------	------	-------	----	----